

令和5年度 事業計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日

I はじめに

急速に進む人口減少により、様々な分野で地域社会の担い手が不足しており、地域そのものの持続が危ぶまれております。

昨今、血縁、地縁、社縁といった地域社会の基盤が脆弱化してきたところですが、その一方で自分の生き方を見直し、ボランティアや生涯学習といった、地域とのつながりを持つとする「新たな縁」を求める傾向もみられます。

新型コロナウイルスによる行動制限等も緩和され、地域社会にも少しずつ変化がみられるようになりました。幸手市シルバー人材センターでも市民まつりへの参加や道路清掃ボランティアの実施等、地域活動に積極的に取り組んできたところです。

幸手市シルバー人材センターとしては、今後も地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、会員の活躍の場を創出することで「健康維持増進」「生きがいつくり」「社会参加の促進」など地域社会の活性化に寄与することを目的に事業を積極的に展開してまいります。

また、持続可能な事業運営には、会員の多様な参画が必要であり、そのためにも会員拡大が重要な課題となっております。今後も会員の入会促進を図るためセンター独自の「I^{いち}会員ひとり紹介キャンペーン」を継続的に行うとともに、公共広告媒体等を活用し、会員の増員を図ってまいります。

会員拡大を推進する一方で、新たな就業場所の開拓が求められています。会員の知識や技術、経験等を十分把握し、発注者と会員との適正なマッチングを図ることにより、発注者のニーズに対して十分に応えられる状況を創ることで、就業場所の確保に努めなければなりません。会員がいきいき就業することにより地域の活性化につながり、加えて社会参加を促すことで健康維持・介護予防を図り、元気な高齢者を増やし、結果として医療費・介護費の削減も期待できます。

今年度におきましても、会員の増強、就業機会の拡大、安全・適正就業の推進、組織運営体制の整備といった事業を着実に進め、幸手市シルバー人材センターが受け継いできた、様々な経験を活かしつつ、全シ協・連合本部さらには幸手市のご指導の下、幸手市シルバー人材センターが地域からより一層期待される魅力あるセンターづくりに向け会員及び役職員が一丸となってセンター事業の運営推進に取り組んでまいります。

II 基本方針

働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するため組織の充実を図る。

(1) 普及啓発を推進し、積極的に広報活動を展開する。

- (2) 入会の促進と就業機会の確保に努める。
- (3) 安全就業を徹底し、事故防止・健康管理に努める。
- (4) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る。
- (5) 地域班・職群班ごとに定期的に会合を行い環境の充実を図る。
- (6) 運営体制の充実と事務の効率化を図る。
- (7) 会員相互の連携と事務局との連帯を図る。

Ⅲ 事業実施計画

総務・安全・普及啓発・会報編集の各委員会及び、それぞれの作業部会を通し、以下に掲げる活動の推進を図る。

(1) 普及啓発活動の推進

- 1 センター広報紙「シルバーさって」をはじめ、会報紙「連絡船」の発行、また、ホームページの活用等、センターのPRを計画的に実施する。
- 2 共働・共助の精神でボランティア活動を行い公共施設等の美化に協力するとともに各種イベントに積極的に参加する。
- 3 シルバー祭り等を開催し、組織の活性化及びセンターの存在感をアピールする。
- 4 会員の諸活動の際、のぼり旗やセンター名を印字したブルゾンを活用する。

(2) 入会の促進と就業機会の確保

- 1 公共広告媒体等を活用し、会員募集を行うとともに、毎月定期的に入会説明会を行うことで会員の増員に努める。
- 2 就業及びその他の社会参加活動を推進するため随時就業相談等に対応する。
- 3 ワークシェアの観点から、就業機会の公平を期すると共に、「Smile to Smile」や(SMS)等を活用し、就業情報等を積極的に会員に公開することで会員の就業意欲の向上を図る。
- 4 役員や会員からの就業提供を促進し、就業開拓と就業機会の拡大に努める。
- 5 いきいき埼玉の実施事務所として、シルバー派遣事業を積極的に推進する。
- 6 女性部会の活動を促進し、市民を含めた女性向けの行事の開催及び女性会員の確保と女性会員の活躍の場の拡大を図る。
- 7 会員からの個別相談を積極的に受け、就業マッチングの高度化を図る。
- 8 倶楽部の活動を通じ、会員同士の親睦や交流の推進を図り、就業以外の魅力を発信する。

(3) 安全就業を徹底し、健康管理に努める

- 1 「安全はすべてに優先する！」を合言葉に、事故ゼロ達成に努める。
- 2 交通安全・生活安全の講習会を開催し、自己管理や安全意識の徹底を図る。
- 3 安全委員会と連携し、装備品の点検及び就業先の巡視を行い、事故防止の徹底

を図る。

- 4 会員自らが体力・健康状態を知り、適正に就業できる体制を推進する。

(4) 研修の機会を推進し、知識技能の向上を図る

- 1 シルバー人材センターの基本理念に基づき、公益社団法人としての法令の遵守や情報開示の励行など、良好な管理体制を構築する。
- 2 会員の知識・技能の向上を図るため、接遇研修をはじめ、各種技能研修会を開催し、技量の向上と後継者の育成に努める。
- 3 近隣シルバーと、研修会の共同開催や相互就業に関して検討する。

(5) 地域班・職群班の充実を図る

- 1 規定に基づき、密接な連携体制を整え、センターの活性化を図る。
- 2 地域班の活動を検証し、地域に貢献できる運営を推進する。
- 3 職群班要綱に基づき、班ごとに定期的な会合を実施し就業体制を整える。

(6) 運営体制の充実と事務の効率化

- 1 事業運営を抜本的に見直し、運営体制の充実を図る。
- 2 センター事業の再確認作業を進め、運営組織の検証などセンター事務局体制の充実を図る。
- 3 事務費・シルバー保険負担などの見直しを図り、事業基盤の強化に努める。
- 4 役員・会員は、職員とともに事業運営に積極的に参画し、効率的な事業運営を図る。

(7) 会員相互の連携と事務局との連携

- 1 会員及び理事が主体となり、業務を分担し、事業の運営に参画してセンターの事業発展に努める。
- 2 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けた事務局が一括してその交渉に当たるものとし、会員と事務局は連携を密にする。
- 3 職域を同じくしている会員は、相互に連携を図り、事あるときはセンター事務局に必ず、報告・連絡・相談を行う。